

第 5843 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 11月 24日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 資本的支出と修繕費

**Q**：資本的支出と修繕費の区別がつかない費用は、どのように処理したらいいですか？

**A**：次のような判定基準があります。

### 【解説】

法人税では、法人が有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうちその固定資産の通常の維持管理のため、又はき損した固定資産につきその原状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となるとされているのですが、実務では資本的支出か修繕費か区別付きにくいこともあり、通達では、次のような判定基準を定めています。

### 1. 形式基準による修繕費の判定

一の修理、改良等のために要した費用の額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が次のいずれかに該当するときは、修繕費として損金経理をすることができるものとする。

- ①その金額が60万円に満たない場合
- ②その金額がその修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

### 2. 資本的支出と修繕費の区分の特例

法人が、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額を、継続してその金額の30%相当額とその修理、改良等をした固定資産の前期末における取得価額の10%相当額とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、これを認める。

